

第 35～36 期 日本労働社会学会幹事立候補者の募集について

「日本労働社会学会役員選出に関する細則」第 4 条に基づき、下記の要領で幹事会第 35～36 期の選出幹事に立候補する会員を募集いたします。

記

1. 募集人員：10 名。立候補者が 10 名を越えた場合は選挙になります。
2. 立候補受付期間：2022 年 10 月 10 日～2020 年 10 月 16 日
3. 立候補受付：日本労働社会学会事務局（s-eto@ks.kyorin-u.ac.jp）  
メールタイトルを「労働社会学会幹事への立候補届出」として上記事務局のメールアドレスにメールを送付してください。
4. メール記載事項
  1. 候補者名
  2. 候補者所属
  3. 自薦・他薦の別（他薦の場合は推薦者名および候補者本人の承認の有無）
  4. 候補者連絡先
5. 立候補に関する条件（「日本労働社会学会役員選出に関する細則」第 4 条より）
  - ・立候補者は、自薦および他薦とし、他薦の場合はあらかじめ本人の承認を得たもの。
  - ・被選挙権は、選挙時まで前年度までの会費を完納した会員が有するものとする。

付記

- 「日本労働社会学会役員選出に関する細則」（2022 年 9 月改正）第 4 条および第 5 条
- 第 4 条 選出幹事の立候補は、総会前に設定された立候補者募集期間中に幹事会に届け出るものとする。立候補者募集期間は 1 週間とし、届出の方法および具体的日程については代表幹事が布告する。
- 2 立候補者は、自薦および他薦とし、他薦の場合はあらかじめ本人の承認を得るものとする。
  - 3 被選挙権は、選挙時まで前年度までの会費を完納した会員が有するものとする。
- 第 5 条 選出幹事の選出は、総会出席者が 3 名連記（不完全連記でも可）の投票で行い、投票順位上位 10 名を当選者とする。
- 2 得票数が同じで定員数を選出できない場合は、同数得票者の中から抽選で選出する。
  - 3 立候補者が選出幹事の定員と同数の場合は、信任投票とし、投票総数の過半数の信任をもって当選とする。